

**平成24・25年度の後期高齢者医療保険料の保険料率等が
変わります**

保険料率は、2年に1度見直されることになっていきます。保険料率の改定は、少子高齢化や医療技術の高度化等の影響による医療費の増加に対応するためのものです。

この増える医療費をまかなうために、次のとおり保険料率を見直しました。

	平成22・23年度 (旧料率)	平成24・25年度 (新料率)
①均等割額 (1人当たり)	37,800円	42,000円
②所得割率 (前年所得-33万円)	7.18%	8.54%
賦課限度額	50万円	55万円
保険料額	①均等割額+②所得割額	

・均等割額とは、被保険者全員に等しく負担していただくものです。
 ・所得割率とは、被保険者の所得に応じて負担していただく所得割額を算出するために用いる割合のことです。
 ・賦課限度額とは、賦課される保険料(年額)の上限額のことです。

なお、平成23年度に行われた次の保険料の軽減措置は、平成24年度も継続します。

○所得の低い方に対する均等割額の軽減(所得に応じて9割、8.5割、5割、2割軽減)および所得割額の軽減(5割軽減)
 ○被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減(所得割額の免除、均等割額の9割軽減)
 ◇問合せ
 栃木県後期高齢者医療広域連合
 ☎0286276805

**◎保険税(料)の納税(入)
通知書が送付されます**

○国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書等が次のとおり送付されます。
 ○7月31日は、普通徴収(納付書・口座振替での納付)第一期の納期限です。納付をお願いします。
 ○年度途中で75歳をむかえ国民健康保険から後期高齢者医療保険に移った方は、4月から誕生月の前月分までを国民健康保険税として、それ以後を後期高齢者医療保険料として納めます。納期の関係から同じ時期に両方を納めていただくことがあります。保険税(料)が重複しているわけではありません。
 ○特別徴収(年金からの引落とし)の方は、口座振替に変更で

きます(介護保険料除く)。希望される方は、振替口座の通帳と通帳の届出印をお持ちのうえ、左記で手続きください。

送付されるもの	対象者	内容	送付時期
納税(入)通知書	普通徴収(納付書・口座振替)で納める方 ※10月から特別徴収(年金からの引落とし)が始まる方を含む	・年間の保険税(料)額 ・期別の保険税(料)額	7月13日(金)
特別徴収開始通知書	特別徴収(年金からの引落とし)で納める方 ※すでに特別徴収になっている方と10月から特別徴収が始まる方	・年間の保険税(料)額 ・年金支払月別の保険税(料)額 ・来年度4・6・8月の保険税(料)額	9月28日(金)
変更納税(入)通知書	7月以降に国民健康保険に加入する方、65歳(介護保険)または75歳(後期高齢者医療保険)をむかえる方	・加入月(誕生月)から年度末(3月)までの月割りの保険税(料)額 ・期別の保険税(料)額	概ね加入月(誕生月)の翌月

◇手続き・問合せ
市民税課 ☎(21)2123

大 税務課 ☎(43)9208
 藤 税務課 ☎(62)0902
 都 税務課 ☎(29)1101
 西 地域まちづくり課 ☎(92)0304

◎納付は安全便利な「口座振替」をご利用ください

◇受付窓口 取扱金融機関
 足利銀行、みずほ銀行、群馬銀行、栃木銀行、栃木信用金庫、足利小山信用金庫、佐野信用金庫、鹿沼相互信用金庫、上都賀農業協同組合、下野農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行、市役所(本庁・各総合支所・各支所・出張所)
 ◇用意するもの
 振替口座の通帳、通帳届出印・申込日の翌月末以降の納期から振替を開始します。
 ・国民健康保険税を口座振替利用の方で、後期高齢者医療制度に変更になった方は、改めて申込みが必要です。

大 税務課 ☎(21)2131
 藤 税務課 ☎(43)9208
 都 税務課 ☎(62)0902
 西 地域まちづくり課 ☎(29)1101
 ☎(92)0304

福祉・医療・美容の資格取得を目指す!

福祉分野 ★介護福祉士 ★社会福祉士 ★精神保健福祉士
 医療分野 ★理学療法士 ★作業療法士 ★看護師
 衛生分野 ★ネイル ★メイク ★エステティシャン
 (姉妹校) 小山歯科衛生士専門学校 ★歯科衛生士

マロニエ医療福祉専門学校
ハイテックビューティ専門学校
 栃木市平柳町2-1新栃木駅東 ☎0282-28-0020 http://www.maronie.jp

「改修したい」「使いやすくしたい」「部屋にしたい」「新しくつくりたい」
“あまや”でお悩みの方はこちらへご連絡下さい。

まずはメールで相談したいというあなた様にはメールで回答いたします。 >>goodlifespace@maru-zen.biz

お電話でも各お問い合わせいただけます。 ☎0282-51-2543
 必ず担当の長が電話に出るのでご安心ください

「“あまや”ってなあに?」
 「納屋や物置小屋のことです。実は方言なんですよ」(担当:長)

育みの家
 鉄と木で家を育み、自然素材で人を育む
 有限会社丸善工業 / 丸善工業建築デザイン事務所
 栃木市惣社町862 http://www.maru-zen.biz